平成２１年（フ）第３３１号
新潟市秋葉区新津本町４丁目15番40号
債務者　大原加代子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３２号
新潟市秋葉区新津本町４丁目13番29号、住民票上の住所新潟市秋葉区新津本町４丁目15番40号
債務者　大原　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７４号
静岡県駿東郡清水町徳倉2383番地の５　リヴィエールヤサキ203号
債務者　大竹　道廣
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
静岡県沼津市石川160番地の５
債務者　宮坂　敏江
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
静岡県浜松市西区西山町1898番地の11　コーポレスサチヤ202号
債務者　高部　　順
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
京都府福知山市字天田465番地の１
債務者　中村勇達こと　文　　勇達
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
京都府福知山市厚中町120番地
債務者　四方さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
京都府綾部市高津町坂本40番地
債務者　大槻　厚巳
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
北海道夕張郡由仁町東栄16番地の６　パストラルハイムＡ101
債務者　楠　　陽子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７７号
北海道夕張郡長沼町西５線北３番地、申立時の住所北海道夕張郡長沼町本町北３丁目３番18号
債務者　湯畑　義雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１００号
北海道岩見沢市４条西12丁目３番地16
債務者　峯　　泰教
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１０１号
北海道岩見沢市４条西12丁目３番地16
債務者　峯　由美子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３２４号
盛岡市松園２丁目35番12号　プレステージＢ号
債務者　昆野　一美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０６号
盛岡市長田町６番18号
債務者　福岡　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１０号
盛岡市繋字舘地86番地９
債務者　髙橋　　亨
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１８号
盛岡市永井20地割５番地77
債務者　蘆田　和史
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４３４号
盛岡市神子田町１番20号　ペガサスＣ－５号、旧住所盛岡市三本柳10地割17番地55コーポ栄102号
債務者　菊池　清孝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２１６号
福島県大沼郡会津美里町字地尻甲3045番地２、前住所福島県会津若松市中央１丁目５番45号
債務者　飯坂　和子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係